

## 旭川ふたば幼稚園 重要事項説明書（閲覧用）

### 1. 設置者

名 称	学校法人旭川中央学園
所 在 地	〒078-8236 旭川市豊岡6条7丁目4-33
電 話 番 号	0166-33-6608
代 表 者 名	理事長 山中 實

### 2. 施設概要

#### (1) 幼稚園の概要

学 校 の 種 類	幼稚園
幼 稚 園 の 名 称	旭川ふたば幼稚園
幼 稚 園 の 所 在 地	設置者に同じ
連 絡 先	電話番号 0166-33-6608 FAX 0166-34-8125 メール info@afutaba.ed.jp
管 理 者	園長 山中 健司
対 象 幼 児	学校教育法ならびに子ども・子育て支援法第19条第1項 第1号に定める満3歳児から小学校就学前の幼児
定 員	幼稚園認可定員205名 利用定員120名
開 設 年 月 日	昭和49年12月16日認可
事 業 所 番 号	120451000075

#### (2) 目的

旭川ふたば幼稚園（以下『本園』という。）は、学校教育法の規定により幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

#### (3) 運営の方針

本園は、『つよいからだ ゆたなかこころ』を創立以来の保育目標とし、子ども達の最善の利益を考慮し『子ども主体で遊び・環境を通して心を育む保育』を提供していきたいと考える。また、家庭や地域、幼稚園が一体となり子どもが中心となり、心身ともに豊かな人間形成の土台となるものを育てていきたいと考える。

### 3. 提供する保育（教育）の内容

(1) 本園は、『幼稚園教育要領（平成29年3月31日文科科学省告示）』に基づいて編成した教育課程により教育を実施します。なお、旭川ふたば幼稚園の特色ある教育（保育）については別記記載します。

(2) (1) で掲げる教育のほか、次に挙げるものの提供を行います。

#### ①送迎

希望者については、通園バスによる送迎を実施します。（ただし、別途利用者負担があります）

#### ②食事等の提供と弁当の持参

午前11時30分から午後1時00分の時間帯に給食ないし弁当による食事を行います。

一時預かり幼稚園型の利用者のみ15時頃に間食を提供します。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。

### 4. 施設・整備等の概要

#### (1) 施設

敷地	敷地全体	3064.89 m <sup>2</sup>
	園庭	709.23 m <sup>2</sup>
園舎	構造	RC構造
	延べ床面積	1,036.54 m <sup>2</sup>

#### (2) 園舎の主な設備

設 備	部屋数	備考
保 育 室	7室	満3歳児クラス：1クラス 3歳児クラス：1～2クラス 4歳児クラス：1～2クラス 5歳児クラス：1～2クラス
ホ ー ル	1室	
職 員 室	1室	
ト イ レ	2室	各階1室
会 議 室 ・ 物 品 庫	1室	

## 5. 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職 務 内 容
園 長	本園の管理運営を総括します。
副 園 長	園長を補佐し園務の整理等、総務全般担当します。
教 頭	教諭を総括し助言指導にあたります。
教 諭	保育ならびに家庭支援を担当します。
事 務	建物・備品の安全管理、経理事務、その他総務全般を担当します。
運転手・用務員	通園バスの運転および施設の維持補修など用務を担当します。
非常勤講師	特別な保育活動の指導・相談にあたります。
備考	<p>1. 本園は幼稚園設置基準を上回る教職員を配置しています。</p> <p>2. 上記に掲げる職員のほか、必要に応じて職員を配置することがあります。</p> <p>3. 上記に掲げる職員数が特別な理由により変動する可能性があります。</p> <p>4. 非常勤講師は、体育指導及び発達相談を行う講師になります。</p>

## 6. 教育を行う日及び時間

本園では、下記の通り学期・休園日及び教育を提供する時間を定めています。但し、祝祭日等の関係で変更になる場合があります。

### (1) 学期

- ① 第1学期 4月8日～7月第4週
- ② 第2学期 8月第4週～12月第4週
- ③ 第3学期 1月第4週～3月第3週

### (2) 休園日

- ① 土曜日、日曜日及び国民の祝休日ならびに本園が定める日
- ② 夏季休業 7月第4週～8月第4週
- ③ 冬季休業 12月第4週～1月第4週
- ④ 春季休業 3月第4週～4月7日

### (3) 教育・保育実施時間

- ① 教育時間 午前10時00分～午後2時00分
- ② 幼稚園型一時預かり事業 午前7時30分～午後7時00分

## 7. 保育料等

### (1) 教育に係る利用者負担（保育料）

本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育（教育）の提供に要する経費に係る利用者負担金等のほか、旭川市特定教育・保育施設及び特定地位型保育事業の運営に関する条例第13条の規定により、下記に掲げる費用を負担して頂きます。お支払い方法については別途お知らせ致します。

また、下記に掲げる費用のほか、教育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについてはその都度実費を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担頂く目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承下さい。

#### 保育（教育）の提供に要する経費に係る利用者負担金等以外の利用者負担金

項目	内容	金額	納付時期・方法
制服費	園指定の制服（制服・帽子）	15,000円程度	入園時 現金納付
個人教具費 （3歳児以上のみ）	園指定の個人教具	5,500円程度	入園時1回 現金納付
個人教材費	園指定の個人教材	10,000円程度	毎年4月 システム請求
給食費	給食の代金 （主食65円+副食275円）	1回340円	毎月 システム請求
通園バス代	通園バスを利用する園児のみ	月額3,800円 片道利用 月額2,500円	毎月 システム請求
保育充実費	保育を充実させる為の費用 （過剰分人件費・保育環境費等）	月額2,000円	毎月 システム請求
遠足に関わる経費	入場料・遠足バス代など	2,000円程度	システム請求

※給食費については、実施回数で請求させていただきます。

※10月以降の入園児の個人教材費は8,000円となります。

※利用者負担額以外に旭川ふたば幼稚園父母の会費が毎月600円程度必要となります。

※上記の費用については、物価並びに社会情勢により変動する可能性があるが、この場合あらかじめ費用を負担頂く目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承下さい。

(3) 一時預かり幼稚園型（預かり保育）

通常保育時

朝のみ利用 AM7:30～AM9:00	1回100円
帰りのみ利用 保育終了後～PM18:00	1回350円+おやつ代100円
延長利用 PM18:00～PM19:00	1回100円

長期休暇時（春休み・夏休み・冬休み）

午前のみ利用 AM7:30～AM11:30	1回300円
午後のみ利用 PM13:00～PM18:00	1回350円+おやつ代100円
1日利用 AM7:30～PM18:00	1回700円+おやつ代100円
延長利用 PM18:00～PM19:00	1回100円

※通常保育時とは別に請求させていただきます。

納付方法

毎月末で請求させて頂き、翌月に他の経費と合わせて振込で納付

8. 利用定員およびクラス編成

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に定める満3歳以上の小学校就学前の子ども120名
- (2) (1)に掲げる定員の年齢区分ごとの定員・クラス数は、次のとおりとするが、利用定員内で各クラスの定員が増減する場合があります。

年齢区分	定員	定員内のクラス内訳
満3歳児	12名	12名程度
3歳児	30名	15名程度を2クラス
4歳児	30名	30名程度を1～2クラス
5歳児	40名	30名程度を1～2クラス

## 9. 教育（保育）の開始及び終了（修了）に関する事項

### (1) 入園・選考方法

入園に関わる手続き、選考に関する事項は入園要項のとおりです。

### (2) 退園

本園は、次の場合に教育（保育）の提供を終了します。

- ① 幼児が小学校に就学したとき
- ② 幼児の保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

### (1) 教育中に容体の変化等があったとき

本園は、下記の医師等と学校医として嘱託医契約を締結しています。教育（保育）中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、主治医又は依託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

#### ① 内科

医療機関名	豊岡小児クリニック
医師名	金 竜一
所在地	旭川市豊岡8条4丁目
電話番号	35-3303

#### ② 歯科

医療機関の名称	佐々木歯科
医師名	佐々木 雅彦
所在地	旭川市豊岡4条7丁目
電話番号	37-7181

#### ③ 薬剤師

薬局名称	
薬剤師名	近藤 美保
所在地	旭川市豊岡6条6丁目
電話番号	31-8924

### (2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任をもってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

### (3) 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は少なくとも年2回以上行います。
広域避難所	東豊公園（旭川市豊岡12条11丁目）
一時避難所	豊岡東公園（旭川市豊岡10条9丁目）
避難所	愛宕東小学校（旭川市豊岡7条9丁目）

#### 1.1. 要望、苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を次の通り設置しています。

当園の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決責任者 園長 山中 健司</li> <li>・窓口担当者 当園教頭又は主任教諭</li> <li>・ご利用時間 8:00～17:00</li> <li>・電話 0166-33-6608</li> <li>・ファックス 0166-34-8125</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。</p>
第三者委員	設置未定

※ 本園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置します。

※ 本園は幼児の望ましい成長・発達を最優先の要件として、本園の保育理念や方針に基づいて人生で初めての学校として保育運営します。保護者の苦情や要望には説明責任を十分に果たし丁寧に対応させていただきますが、場合によっては保護者の意向に添えない場合もありますことをご理解下さい。

#### 1.2. 虐待の禁止

本園では、幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

#### 1.3. 保険に関する事項

全日私幼連保険制度（JK保険）に加入しています。

種類：幼稚園賠償責任保険、幼稚園団体傷害保険、体験入園園時傷害保険

#### 1 4. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

本園の個人情報取扱方針に従い、情報を取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用する事があります。

##### (1) 個人情報の提供

- ① 小学校就学の際には、園児の指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、教育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。また、転園に際しても法令で定められている情報を転園先へ送付します。
- ② 緊急を要するとき  
緊急時において、救急隊および病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。
- ③ 教育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき  
教育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を起こった市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。
- ④ 虐待防止に関する法令により個人情報の提供を要する場合にあっては、園外に伝達することがあります。

##### (2) 個人情報の使用

- ① 保育料の金額の情報  
お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、保育料・一時預かりなど請求等必要な範囲に限り使用します。
- ② 子ども及び子どもの世帯の情報  
届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育の提供に必要な範囲に限り使用します。

#### 1 5. 本園におけるその他の留意事項

喫煙	幼稚園敷地内はすべて禁煙です。
香水等	化学物質等に過敏な幼児がいることからご配慮下さい。
車輛等	本園で用意している駐車場には限りがありますので、送迎等で自家用車を使用される場合はご配慮ください。
宗教、営利 政治活動	家族の思想、信仰は自由ですが、他の家族に対する勧誘等にご遠慮下さい。



臨時休園	災害時及び気象情報で警報以上が発令された場合は、園長の判断で臨時休園の措置を執る場合があります。また、感染症拡大防止の為に、学級・学年閉鎖又は休園の措置をとる場合があります。
衛生管理	本園では集団での生活習慣を自然な形で養成することを保育の一環として位置づけていますが、感染防止やアレルギー等について、保護者との連携確認しながら適宜対応します。
写真・作品	本園では、園児が掲載されている写真や園児が製作した物を、インターネット（園HP・Instagram等）並びに広告、広報に使用しますが掲載禁止の申し出があった場合にその園児のみ非掲載にします。 但し、パスワード管理されている園のホームページ並びに写真販売の為にページには全ての園児を掲載させていただきます。